

別紙

大船渡市林野火災応急仮設維持修繕業務委託仕様書

大船渡市林野火災応急仮設維持修繕業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 管理業務の実施場所及びその施設

- (1) 蛸ノ浦応急仮設団地（大船渡市赤崎町字鳥沢 10-2）
- (2) 綾里仮設団地（大船渡市三陸町綾里字黒土田 99-1）

2 業務の実施体制

(1) 業務の履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 業務時間

- ① 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、受託者が占有する事務所に 1 名以上管理業務を行う職員を常駐させること。
- ② 上記①に定める業務時間以外においても、夜間、休日等の緊急時の体制を整備し、緊急時に対応するものとする。

3 業務内容

受託者が行う管理業務とは、施設の管理及び施設の維持修繕をいい、その内容は別紙業務概要のとおりである。

4 委託料の内訳

(1) 委託料の支払い内訳は、次によるものとする。

保全業務費（事務費及び人件費） ＋ 維持修繕業務執行見込額

なお、維持修繕業務執行見込額については、実績に応じて清算を行うもの。

(2) 施設の数に増減があった場合においても、経費の増額又は減額は行わないものであること。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について

受託者は、契約後速やかに本業務に当たる作業従事者の経歴書（写真付き）、業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図を作成し、県に提出すること。

(2) 法令等の遵守

本管理業務の遂行上必要な法令等を遵守すること。例示すると、次のとおりである。

- ① 岩手県情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）
- ② 個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）
- ③ 岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）

6 立入検査の実施

- (1) 県は、受託者の業務の実施内容及び処理実績について、随時立入検査等を実施し、管理状況の確認及び検査を行うことができるものとする。
- (2) 県は、受託者に対し、検査の結果により業務内容についての改善を求めることができるものとする。

7 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、県と協議するものとする。